

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により，議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 4 年 6 月 2 日

調布市長 長 友 貴 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和4年5月12日

調布市長 長 友 貴 樹

市は、消防用自動車に附属する消火用ホースの管理の^か疵により人身及び物件に損害を与えた事故について、次のとおり和解し、当該事故に係る損害賠償の額を決定する。

1 和解及び損害賠償の相手方

調布市在住者

調布市小島町2丁目35番地1

調布市（保険者）

代表者 調布市長 長 友 貴 樹

2 和解の要旨 別紙和解条項による。

3 損害賠償の額 296,447円

和 解 条 項

- 1 市は、相手方のうち調布市在住者に対し、本件事故による人身に係る損害賠償の額として、調布市在住者の損害金 226,425 円の支払義務のあることを認める。
- 2 市は、相手方のうち調布市在住者に対し、本件事故による物件に係る損害賠償の額として、相手方の損害金 23,475 円のうち、過失割合 6 割に相当する金 14,085 円の支払義務のあることを認める。
- 3 市は、相手方のうち保険者に対し、保険者の損害金 55,937 円の支払義務のあることを認める。
- 4 市と調布市在住者との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。
- 5 市と保険者との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。